

大田・生活者ネットワーク 区議会レポート

きたざわ潤子

きたざわ・じゅんこ

発行責任者：北澤潤子 〒144-0052 東京都大田区蒲田 4-42-3 イースタンコーポ蒲田 302
TEL：03-6424-7561 FAX：03-6424-7562 E-mail：oota@seikatsusha.net
大田・生活者ネットワークホームページhttp://oota.seikatsusha.me<http://kitazawa.seikatsusha.me> 子どもたちの未来のために今、大切なこと

●大田・生活者ネットワークきたざわ潤子の活動を紹介します。

予期せぬ妊娠による不安や絶望から母子を救う 特別養子縁組の推進を！

第4回定例会の一般質問において「特別養子縁組制度」を取り上げました。増え続けている虐待の中で0歳児の虐待死が最も多いこと、乳幼児期の心身へのダメージはその後の成長に大きく影響することから、妊娠期からの相談体制と「赤ちゃん縁組」の研究・推進が求められます。

虐待のハイリスク、 予期せぬ妊娠、未受診妊婦の背景

大田区で、産科に緊急搬送された未受診妊婦（妊婦健診を一度も受けていない）が平成28年度は6人でした。この場合は保健師と子ども家庭支援センターが関わり、母子手帳を交付し特定妊婦と位置づけ、支援していく体制を作っていますが、もし産科との関わりを全くもたないで自宅出産をしている場合などは把握もできず、支援もできないのです。

民間の相談機関「にんしんSOS東京」の報告によると、未受診妊婦の背景には貧困、家庭内の複雑な事情、性暴力の被害、性産業従事、近年では出会い系サイト、およびコミュニティサイトに起因する性被害が増えているとのことです。

非正規雇用が増え、相対的貧困が進んでいます。母子手帳交付に必要な妊娠証明を得るための産婦人科初回受診料や出産費用は大きな負担です。経済的な支援が必要であり、またどのような案件であっても相談に乗り、本人が自らの意志決定をしていけるように、その後の生活を一緒に考え、ふさわしい社会資源に結びつけるような継続的な寄り添い型の支援が必要です。また対策が急がれるので、相談窓口に早くたどり着けるように、相談機関の情報がコンビニエンスストア、ファストフード店、ネットカフェなどで入手できるように協力を仰ぐことも必要です。

特別養子縁組制度とは？

愛知県の児童相談所では30年余り、育てることのできない人に代わって、親になりたいという意志のある人が親になる特別養子縁組、いわゆる赤ちゃん縁組を取り持ってきています。たとえば、たっ

た1回暴力を受けて妊娠に至った高校生、だれにも打ち明けられず妊娠後期になり自殺を考えた彼女を救ったのは、この制度でした。長年不妊治療をしても子どもに恵まれなかった夫婦のもとに託された赤ちゃん。家庭裁判所の審判により、親権は産みの親から養親に移ります。児童相談所の児童福祉司から「辛い思いをしたけれどコウノトリの役ができたね」と言われて、その高校生は立ち直ることができたといいます。

特別養子縁組制度は、赤ちゃんの命を救うばかりか、実親も養親もみな幸せになれる「三者共に良し」の制度であり、欧米では社会的養護はこのパーマネンシーケア（恒久的な家庭での養育）が最優先とされ、国の児童福祉施策の主軸となっています。

しかし日本ではほとんどの児童相談所が、育てられない子どもを産院から直接乳児院へ措置するので、一定した安定的な保護者との関係が得られず、多くは愛情渴望や愛着障害に陥ります。もちろん虐待を受けてしまえば心身への影響、人格形成に危機的な悪影響になりかねません。

生後すぐから一貫して子どもを愛し育て、安定的な保護者との養育環境の確保を目指すべきです。

大田区、児童相談所の設立準備

2016年5月、児童福祉法が改正になり、社会的養護のあり方を施設から家庭的養護に大きくシフトさせる方向性が打ち出されました。

現在、児童相談所設立のために準備中の大田区です。虐待の問題は社会の問題を映し出しているといえます。抜本的な貧困対策を全庁的に目指しながら、福祉行政は“子どもの権利”の視点から、“子どもの最善の利益”を追求すべきであり、その意味からも母子保健の強化、社会的養護における特別養子縁組制度の周知と推進は必須と考えます。

きたざわ潤子プロフィール (きたざわ・じゅんこ)

■高知県生まれ ■東洋英和女学院短期大学保育科卒業 ■日本女子大学通信教育課程家政学部児童学科卒業 ■幼稚園16年間勤務（めぐみ幼稚園・こひつじ幼稚園他）・嶺町幼稚園非常勤講師、日本保育学会会員 ■大田区議会議員（2011～） ■現在：地域産業委員会、交通臨海部活性化特別委員会 ■大田区池上2丁目在住

information

ぜひお気軽にご参加ください。

OTA未来カフェ

「政治塾」から名称を変更します

●日時：3月31日（土）10時～12時
場所：大田・生活者ネットワーク事務所
「議会報告」
参加費：無料

●日時：4月21日（土）10時～12時
場所：大田・生活者ネットワーク事務所
「特別養子縁組を考える」
参加費：無料

「3.11」を忘れない

～2011年3月11日を風化させないために～

日時：毎月11日 18時～19時半
場所：大田・生活者ネットワーク事務所
参加費：300円

募集中!!

区議会レポートなどを配布する「ポスティングボランティア」を募集しています。詳しくは事務所までお問い合わせください。

連絡先：

大田・生活者ネットワーク事務所

TEL：03-6424-7561

FAX：03-6424-7562

「放置自転車」を考える

自転車ロード・駐輪スペースの整備も視野に！

ある駅の近くの歩道にはいつも自転車が放置されているからと「自転車等放置禁止区域」に指定することを要望する陳情が提出されました。陳情は不採択になりましたが、現場を確認すると近くの飲食店に入るために短時間停めている自転車と自転車置き場のないマンション住民の自転車のような感じです。放置自転車



放置自転車

が歩道を占拠していれば、人はもちろん車いすなどはさらに通りにくくなり、災害時の混乱も考えられます。

駅周辺の放置自転車対策は以前に比べ随分改善されてはきていますが、陳情にあるようにまだ対策がされていない地域もあります。浜松への自転車利用推進の事例視察では、広い歩道のところどころにきちんと並べておける自転車駐輪地帯が設置されていて、放置自転車は見かけませんでした。

大田区は観光振興などの効果を見込んで2017年から全域で自転車のレンタル事業「コミュニティサイクル」の試行実施を開始しました。しかし、借りるときと返すときのサイク



コミュニティサイクル

ルポートはあっても区内を回遊するにはその分駐輪スペースが必要とされます。自転車活用を今後どう進めていくのか、その基本構想と環境作りの中で、ルールを決めるべきではないかと考えます。

健康のためにも、環境負荷軽減のためにも、そして近場の買い物による地域の商店街振興にもいいことづくめの自転車です。積極的な自転車推進と全体的な環境作りに向けて住民参加の話し合いの場の設置を希望するものです。

どの子どもにも“居場所”を

～子ども夢パークのめざすもの～

「こども笑顔ミーティングシンポジウム」に参加して 2018年1月28日(池上会館)

基 調講演は川崎市子ども夢パーク所長、NPO 法人フリースペースたまりば理事長の西野博之さん。「不登校」の子どもや「ひきこもり」の若者と32年間、関わってきた中での具体的な事例を織り交ぜたお話でした。児童虐待と小学生の暴力行為は過去最高を更新(文科省)。小中高校生の自殺は年間320人だそうです(厚労省)。子どもを追い詰める環境に、ネグレクトと過干渉という、2極化した背景があり、たとえば、評価を気にする大人の意識が子どものストレスになり、大人の不安が子どもから自信を奪うといえます。

そ の一方、子どもたちのストレスを発散できる遊び場やいろいろなことに挑戦したり、安心して失敗できる遊ぶ環境が不足しています。川崎市では、居場所を見つけれない子どもたちの権利保障のために「川崎市子ども権利条例」を行政職員、市民、子どもと一緒に策定、2000年12月議会にて全会派一致で成立させました。その条例の具現化が「子ども夢パーク」という、冒険遊び場(プレーパーク)です。不登校の子どもたちが通うことのできるフリースペースも夢パーク内にあり、毎日昼食を作って食べるなど、ゆっ

たりした暮らしを大切に、自己肯定感を育む活動がなされているそうです。

こ のシンポジウムのテーマでもある「子どものいのちを真ん中にした地域づくり」には、ありのままの子どもを受け入れることや、SOSを察知できる感度のいい大人の存在が欠かせないことが確認できました。既存の制度や仕組みに無理やり合わせるのではなく、子ども・若者の「いのち」の方へ制度や仕組みを引き寄せること、「生きてるだけですごいんだ」「生まれてくれて、ありがとう」を届けるなど、大人の意識の転換が求められていることを教えられました。

「不 登校」「いじめ」「自死」などはどれも子どもたちからの警告であり、私たち大人は、個別の問題として捉えるだけではなく、大人社会の価値観の転換が迫られていると捉え、行動することを始めなければなりません。大田区においても「子どもの権利条例」を作り、理念を共有する中で、子ども本来の力が発揮できる、子どものいのちを真ん中にしたまちづくりをしなければならぬと感じた一日でした。

「フリースクール 東京シューレ大田」

が開設されます

病気や経済的な理由ではなく30日以上学校を欠席した不登校の小中学生は、2016年度では13万人を超えました。子どもの数が減っている中で、不登校の数は3年連続で増加しています。

2017年2月に教育機会確保法が施行されました。これまでの学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策から転換し無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため「休んでもよい・休養の必要性」と「多様で適切な学習活動」「学校以外の場」の重要性を認めたことに特徴があります。今、オルタナティブな学びのかたちとしてフリースクールが改めて注目されています。

2018年4月にフリースクール 東京シューレが王子、新宿、流山に次いで4つ目のスペースとして大田区仲六郷に開設されます。大田区では以前1994年から2008年まで旧大田シューレの活動がありました。

子どもにとって、教育を受けるのは『義務』ではなく『権利』。不登校への理解や支援が広がっていく機会となり、多くの人に現状を知ってほしいと考えます。

